

■申込みのときに必要な書類■

◎は八丈町指定の用紙です。町のホームページからダウンロードできます。

(1) 必ず必要な書類

- ① ◎支給認定書兼保育園等利用申込書
 ② 保育の必要性が確認できる書類（父母それぞれの証明が必要です。）

	就労				出産・妊娠	疾病・負傷	障がい	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学・職業訓練	不存在	虐待等
	外勤	自営・内職	出産休暇中	育児休業中									
◎勤務（内定）証明書	○		○							☆			
◎勤務状況申告書		○											
母子健康手帳の写し （表紙、出産予定日の分かる部分）					○								
診断書（※1）						○							
障害者手帳の写し	☆	☆	☆				○						
◎介護状況申告書	☆	☆	☆					○					
介護を受ける方の状況確認書類 （※2）	☆	☆	☆					○					
◎求職活動申告書										○			
◎在学証明書											○		
離婚、未婚、死亡、拘禁等（※3）												○	
離婚調停中（調停期日通知など）												○	
事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）									○				○

※ ○は、必ず必要な書類です。

※ ☆は、該当する方だけ必要な書類です。

※1 医師が記載し、かつ「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの

※2 要介護認定証、障害者手帳の写し、診断書

※3 戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証など

(2) 状況に応じて必要な書類

状況	必要書類
土曜日の保育が必要である	土曜保育申込書、シフト表(※)
生活保護を受給している	生活保護受給者証明書
ひとり親家庭等(親族その他の者と同居している)	同居者の勤務(内定)証明書など
申込児童に障がいがある場合 申込児童が持病をお持ちの場合	「集団保育が可能であること」と「保育園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書
同居親族が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保険福祉手帳を交付されているまたは要介護の認定を受けている	同居親族の障害者手帳等の写しまたは要介護認定証写し
平成 28 年 1 月 1 日現在、八丈町に住民登録がなかった	平成 28 年度の住民税課税証明書 もしくは非課税証明書 未申告の方は申告をしてください。
平成 28 年 1 月 1 日現在、八丈町に住民登録があったが、住民税の申告が未申告である	

※ 勤務体制が不定期の場合、お手数をおかけしますが**毎月シフト表の提出**をお願いします。

(例) 4 月シフト表は 3 月末日までに保育園に提出

■注意事項■

- 育児休業中の方のお申込みは、お子様が入園した月の翌月 1 日までに復職証明書を提出してください。
例えば 4 月 1 日入園の方は、4 月 1 日～4 月 30 日の間に育児休業を終了し、5 月 1 日までに復職していないと退園となります。復職後、2 週間以内に「復職証明書」を提出してください。
- 4 月 1 日からの転園を希望された場合、内定を辞退しても転園前の保育園に戻ることはできません。転園希望の保育園に内定した時点で、転園前の保育園には別の希望者が内定します。十分ご検討のうえ、お申込みください。
- 転園の申込みは、入園申込みと同じ手続きが必要になります。なお、申込みができるのは保育園に通い始めてからとなります。
- 勤務(内定)証明書、勤務状況申告書の記載に整合性がない場合や不明な点がある場合は、事業主等に問い合わせることがあります。予めご了承ください。
- 記載内容を誤った場合は、訂正印を押印してください。